

記載例B 特別徴収継続（転勤・再就職等により新勤務先で特別徴収を継続）の場合

4321

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載
新勤務先では中段の「特別徴収継続の場合」を記載し、一月一日現在
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、「一括徴収」の市町村長に送付してください。
出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め
転勤先の事業所が税額通知書（納税義務者用）の受け取りを電子データで希望している場合、受給者番号の記載が必須となります。
受給者番号が空欄であったり、使用不可の文字（「／」等）を使用していた場合は、こちらで登録・修正させていただきます。

給特与支払報告知収に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄

1. 現年度
特徴継続
別事業所
課税権無

2. 新年度
普徴
処理済
資料無

3. 両年度
別事業所
処理済
コピー済

〒012-3456

〇〇県××市△△123-4

カマシキガイシャ マルバツショウジ

株式会社 ○×商事

11111111111111111111

←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

××年〇〇月△△日提出

(宛先) 高崎市長

給与支払者
特別徴収
義務者

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者
指定番号
12345678

宛名番号
123

担連
当絡
者先

所属
氏名
電話

人事課人事労務係
特徴 花子
000-000-0000
内線 (1234)

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
受給者番号
1

タカサキ タロウ
高崎 太郎
昭和55 年 1 月 1 日
〇〇県××市△△3-2-1
1234

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

異 動 日

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

6 月分
8 月分
140,000 円

9 月分
5 月分
35,600 円

×× 年
8 月
31 日

2
1. 退職
2. 転勤
3. 休職・長
4. 死亡
5. 支払少額・不定期
6. 欠
7. 亡
8. 徴
9. 徴
10. 徴
11. 徴
12. 徴
13. 徴
14. 徴
15. 徴
16. 徴
17. 徴
18. 徴
19. 徴
20. 徴
21. 徴
22. 徴
23. 徴
24. 徴
25. 徴
26. 徴
27. 徴
28. 徴
29. 徴
30. 徴
31. 徴
32. 徴
33. 徴
34. 徴
35. 徴
36. 徴
37. 徴
38. 徴
39. 徴
40. 徴
41. 徴
42. 徴
43. 徴
44. 徴
45. 徴
46. 徴
47. 徴
48. 徴
49. 徴
50. 徴
51. 徴
52. 徴
53. 徴
54. 徴
55. 徴
56. 徴
57. 徴
58. 徴
59. 徴
60. 徴
61. 徴
62. 徴
63. 徴
64. 徴
65. 徴
66. 徴
67. 徴
68. 徴
69. 徴
70. 徴
71. 徴
72. 徴
73. 徴
74. 徴
75. 徴
76. 徴
77. 徴
78. 徴
79. 徴
80. 徴
81. 徴
82. 徴
83. 徴
84. 徴
85. 徴
86. 徴
87. 徴
88. 徴
89. 徴
90. 徴
91. 徴
92. 徴
93. 徴
94. 徴
95. 徴
96. 徴
97. 徴
98. 徴
99. 徴
100. 徴
101. 徴
102. 徴
103. 徴
104. 徴
105. 徴
106. 徴
107. 徴
108. 徴
109. 徴
110. 徴
111. 徴
112. 徴
113. 徴
114. 徴
115. 徴
116. 徴
117. 徴
118. 徴
119. 徴
120. 徴
121. 徴
122. 徴
123. 徴
124. 徴
125. 徴
126. 徴
127. 徴
128. 徴
129. 徴
130. 徴
131. 徴
132. 徴
133. 徴
134. 徴
135. 徴
136. 徴
137. 徴
138. 徴
139. 徴
140. 徴
141. 徴
142. 徴
143. 徴
144. 徴
145. 徴
146. 徴
147. 徴
148. 徴
149. 徴
150. 徴
151. 徴
152. 徴
153. 徴
154. 徴
155. 徴
156. 徴
157. 徴
158. 徴
159. 徴
160. 徴
161. 徴
162. 徴
163. 徴
164. 徴
165. 徴
166. 徴
167. 徴
168. 徴
169. 徴
170. 徴
171. 徴
172. 徴
173. 徴
174. 徴
175. 徴
176. 徴
177. 徴
178. 徴
179. 徴
180. 徴
181. 徴
182. 徴
183. 徴
184. 徴
185. 徴
186. 徴
187. 徴
188. 徴
189. 徴
190. 徴
191. 徴
192. 徴
193. 徴
194. 徴
195. 徴
196. 徴
197. 徴
198. 徴
199. 徴
200. 徴
201. 徴
202. 徴
203. 徴
204. 徴
205. 徴
206. 徴
207. 徴
208. 徴
209. 徴
210. 徴
211. 徴
212. 徴
213. 徴
214. 徴
215. 徴
216. 徴
217. 徴
218. 徴
219. 徴
220. 徴
221. 徴
222. 徴
223. 徴
224. 徴
225. 徴
226. 徴
227. 徴
228. 徴
229. 徴
230. 徴
231. 徴
232. 徴
233. 徴
234. 徴
235. 徴
236. 徴
237. 徴
238. 徴
239. 徴
240. 徴
241. 徴
242. 徴
243. 徴
244. 徴
245. 徴
246. 徴
247. 徴
248. 徴
249. 徴
250. 徴
251. 徴
252. 徴
253. 徴
254. 徴
255. 徴
256. 徴
257. 徴
258. 徴
259. 徴
260. 徴
261. 徴
262. 徴
263. 徴
264. 徴
265. 徴
266. 徴
267. 徴
268. 徴
269. 徴
270. 徴
271. 徴
272. 徴
273. 徴
274. 徴
275. 徴
276. 徴
277. 徴
278. 徴
279. 徴
280. 徴
281. 徴
282. 徴
283. 徴
284. 徴
285. 徴
286. 徴
287. 徴
288. 徴
289. 徴
290. 徴
291. 徴
292. 徴
293. 徴
294. 徴
295. 徴
296. 徴
297. 徴
298. 徴
299. 徴
300. 徴
301. 徴
302. 徴
303. 徴
304. 徴
305. 徴
306. 徴
307. 徴
308. 徴
309. 徴
310. 徴
311. 徴
312. 徴
313. 徴
314. 徴
315. 徴
316. 徴
317. 徴
318. 徴
319. 徴
320. 徴
321. 徴
322. 徴
323. 徴
324. 徴
325. 徴
326. 徴
327. 徴
328. 徴
329. 徴
330. 徴
331. 徴
332. 徴
333. 徴
334. 徴
335. 徴
336. 徴
337. 徴
338. 徴
339. 徴
340. 徴
341. 徴
342. 徴
343. 徴
344. 徴
345. 徴
346. 徴
347. 徴
348. 徴
349. 徴
350. 徴
351. 徴
352. 徴
353. 徴
354. 徴
355. 徴
356. 徴
357. 徴
358. 徴
359. 徴
360. 徴
361. 徴
362. 徴
363. 徴
364. 徴
365. 徴
366. 徴
367. 徴
368. 徴
369. 徴
370. 徴
371. 徴
372. 徴
373. 徴
374. 徴
375. 徴
376. 徴
377. 徴
378. 徴
379. 徴
380. 徴
381. 徴
382. 徴
383. 徴
384. 徴
385. 徴
386. 徴
387. 徴
388. 徴
389. 徴
390. 徴
391. 徴
392. 徴
393. 徴
394. 徴
395. 徴
396. 徴
397. 徴
398. 徴
399. 徴
400. 徴
401. 徴
402. 徴
403. 徴
404. 徴
405. 徴
406. 徴
407. 徴
408. 徴
409. 徴
410. 徴
411. 徴
412. 徴
413. 徴
414. 徴
415. 徴
416. 徴
417. 徴
418. 徴
419. 徴
420. 徴
421. 徴
422. 徴
423. 徴
424. 徴
425. 徴
426. 徴
427. 徴
428. 徴
429. 徴
430. 徴
431. 徴
432. 徴
433. 徴
434. 徴
435. 徴
436. 徴
437. 徴
438. 徴
439. 徴
440. 徴
441. 徴
442. 徴
443. 徴
444. 徴
445. 徴
446. 徴
447. 徴
448. 徴
449. 徴
450. 徴
451. 徴
452. 徴
453. 徴
454. 徴
455. 徴
456. 徴
457. 徴
458. 徴
459. 徴
460. 徴
461. 徴
462. 徴
463. 徴
464. 徴
465. 徴
466. 徴
467. 徴
468. 徴
469. 徴
470. 徴
471. 徴
472. 徴
473. 徴
474. 徴
475. 徴
476. 徴
477. 徴
478. 徴
479. 徴
480. 徴
481. 徴
482. 徴
483. 徴
484. 徴
485. 徴
486. 徴
487. 徴
488. 徴
489. 徴
490. 徴
491. 徴
492. 徴
493. 徴
494. 徴
495. 徴
496. 徴
497. 徴
498. 徴
499. 徴
500. 徴
501. 徴
502. 徴
503. 徴
504. 徴
505. 徴
506. 徴
507. 徴
508. 徴
509. 徴
510. 徴
511. 徴
512. 徴
513. 徴
514. 徴
515. 徴
516. 徴
517. 徴
518. 徴
519. 徴
520. 徴
521. 徴
522. 徴
523. 徴
524. 徴
525. 徴
526. 徴
527. 徴
528. 徴
529. 徴
530. 徴
531. 徴
532. 徴
533. 徴
534. 徴
535. 徴
536. 徴
537. 徴
538. 徴
539. 徴
540. 徴
541. 徴
542. 徴
543. 徴
544. 徴
545. 徴
546. 徴
547. 徴
548. 徴
549. 徴
550. 徴
551. 徴
552. 徴
553. 徴
554. 徴
555. 徴
556. 徴
557. 徴
558. 徴
559. 徴
560. 徴
561. 徴
562. 徴
563. 徴
564. 徴
565. 徴
566. 徴
567. 徴
568. 徴
569. 徴
570. 徴
571. 徴
572. 徴
573. 徴
574. 徴
575. 徴
576. 徴
577. 徴
578. 徴
579. 徴
580. 徴
581. 徴
582. 徴
583. 徴
584. 徴
585. 徴
586. 徴
587. 徴
588. 徴
589. 徴
590. 徴
591. 徴
592. 徴
593. 徴
594. 徴
595. 徴
596. 徴
597. 徴
598. 徴
599. 徴
600. 徴
601. 徴
602. 徴
603. 徴
604. 徴
605. 徴
606. 徴
607. 徴
608. 徴
609. 徴
610. 徴
611. 徴
612. 徴
613. 徴
614. 徴
615. 徴
616. 徴
617. 徴
618. 徴
619. 徴
620. 徴
621. 徴
622. 徴
623. 徴
624. 徴
625. 徴
626. 徴
627. 徴
628. 徴
629. 徴
630. 徴
631. 徴
632. 徴
633. 徴
634. 徴
635. 徴
636. 徴
637. 徴
638. 徴
639. 徴
640. 徴
641. 徴
642. 徴
643. 徴
644. 徴
645. 徴
646. 徴
647. 徴
648. 徴
649. 徴
650. 徴
651. 徴
652. 徴
653. 徴
654. 徴
655. 徴
656. 徴
657. 徴
658. 徴
659. 徴
660. 徴
661. 徴
662. 徴
663. 徴
664. 徴
665. 徴
666. 徴
667. 徴
668. 徴
669. 徴
670. 徴
671. 徴
672. 徴
673. 徴
674. 徴
675. 徴
676. 徴
677. 徴
678. 徴
679. 徴
680. 徴
681. 徴
682. 徴
683. 徴
684. 徴
685. 徴
686. 徴
687. 徴
688. 徴
689. 徴
690. 徴
691. 徴
692. 徴
693. 徴
694. 徴
695. 徴
696. 徴
697. 徴
698. 徴
699. 徴
700. 徴
701. 徴
702. 徴
703. 徴
704. 徴
705. 徴
706. 徴
707. 徴
708. 徴
709. 徴
710. 徴
711. 徴
712. 徴
713. 徴
714. 徴
715. 徴
716. 徴
717. 徴
718. 徴
719. 徴
720. 徴
721. 徴
722. 徴
723. 徴
724. 徴
725. 徴
726. 徴
727. 徴
728. 徴
729. 徴
730. 徴
731. 徴
732. 徴
733. 徴
734. 徴
735. 徴
736. 徴
737. 徴
738. 徴
739. 徴
740. 徴
741. 徴
742. 徴
743. 徴
744. 徴
745. 徴
746. 徴
747. 徴
748. 徴
749. 徴
750. 徴
751. 徴
752. 徴
753. 徴
754. 徴
755. 徴
756. 徴
757. 徴
758. 徴
759. 徴
760. 徴
761. 徴
762. 徴
763. 徴
764. 徴
765. 徴
766. 徴
767. 徴
768. 徴
769. 徴
770. 徴
771. 徴
772. 徴
773. 徴
774. 徴
775. 徴
776. 徴
777. 徴
778. 徴
779. 徴
780. 徴
781. 徴
782. 徴
783. 徴
784. 徴
785. 徴
786. 徴
787. 徴
788. 徴
789. 徴
790. 徴
791. 徴
792. 徴
793. 徴
794. 徴
795. 徴
796. 徴
797. 徴
798. 徴
799. 徴
800. 徴
801. 徴
802. 徴
803. 徴
804. 徴
805. 徴
806. 徴
807. 徴
808. 徴
809. 徴
810. 徴
811. 徴
812. 徴
813. 徴
814. 徴
815. 徴
816. 徴
817. 徴
818. 徴
819. 徴
820. 徴
821. 徴
822. 徴
823. 徴
824. 徴
825. 徴
826. 徴
827. 徴
828. 徴
829. 徴
830. 徴
831. 徴
832. 徴
833. 徴
834. 徴
835. 徴
836. 徴
837. 徴
838. 徴
839. 徴
840. 徴
841. 徴
842. 徴
843. 徴
844. 徴
845. 徴
846. 徴
847. 徴
848. 徴
849. 徴
850. 徴
851. 徴
852. 徴
853. 徴
854. 徴
855. 徴
856. 徴
857. 徴
858. 徴
859. 徴
860. 徴
861. 徴
862. 徴
863. 徴
864. 徴
865. 徴
866. 徴
867. 徴
868. 徴
869. 徴
870. 徴
871. 徴
872. 徴
873. 徴
874. 徴
875. 徴
876. 徴
877. 徴
878. 徴
879. 徴
880. 徴
881. 徴
882. 徴
883. 徴
884. 徴
885. 徴
886. 徴
887. 徴
888. 徴
889. 徴
890. 徴
891. 徴
892. 徴
893. 徴
894. 徴
895. 徴
896. 徴
897. 徴
898. 徴
899. 徴
900. 徴
901. 徴
902. 徴
903. 徴
904. 徴
905. 徴
906. 徴
907. 徴
908. 徴
909. 徴
910. 徴
911. 徴
912. 徴
913. 徴
914. 徴
915. 徴
916. 徴
917. 徴
918. 徴
919. 徴
920. 徴
921. 徴
922. 徴
923. 徴
924. 徴
925. 徴
926. 徴
927. 徴
928. 徴
929. 徴
930. 徴
931. 徴
932. 徴
933. 徴
934. 徴
935. 徴
936. 徴
937. 徴
938. 徴
939. 徴
940. 徴
941. 徴
942. 徴
943. 徴
944. 徴
945. 徴
946. 徴
947. 徴
948. 徴
949. 徴
950. 徴
951. 徴
952. 徴
953. 徴
954. 徴
955. 徴
956. 徴
957. 徴
958. 徴
959. 徴
960. 徴
961. 徴
962. 徴
963. 徴
964. 徴
965. 徴
966. 徴
967. 徴
968. 徴
969. 徴
970. 徴
971. 徴
972. 徴
973. 徴
974. 徴
975. 徴
976. 徴
977. 徴
978. 徴
979. 徴
980. 徴
981. 徴
982. 徴
983. 徴
984. 徴
985. 徴
986. 徴
987. 徴
988. 徴
989. 徴
990. 徴
991. 徴
992. 徴
993. 徴
994. 徴
995. 徴
996. 徴
997. 徴
998. 徴
999. 徴
1000. 徴

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者
指 定 番 号
所 在 地
フリガナ
氏名又は名称

81726354
△△県〇〇市××2-3-4
マルバツブドウサン カマシキガイシャ
○×不動産 株式会社

法人番号
00000000000000000000

新 規

担当者連絡先

所 属
氏 名
電 話

庶務課人事担当
特徴 進
111-111-1111
内線 (4567)

新しい勤務先では、月割額 11,600 円を
9 月分 (翌月10日納入期限分) から
徴収し、納入します。

受給者番号
5432

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1
右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予
月 日 円

新勤務先で特別徴収を開始する月と
その月割額を記入します。

左記の一括徴収した税額は、
月分 (月 日納入期限分) で
納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※不足する場合は、複写 (コピー) してご使用ください。

記載例B 一括徴収（未徴収税額を退職手当等から一括徴収）の場合

4321

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先の市町村長に送付してください。
新勤務先では中段の「特別徴収継続の場合」を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、「一括徴収」を提出するようお願いします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め出国予定の方の未徴収税額を、一括徴収していただくようお願いいたします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「市民税・県民税納税管理申告書（承認申請書）」を提出するよう対象者にご指導ください。
転勤先の事業所が税額通知書（納税義務者用）の受け取りを電子データで希望している場合は、受給者番号の記載が必須となります。
受給者番号が空欄であったり、使用不可の文字（「／」等）を使用していた場合は、こちらで登録・修正させていただきます。

給与特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄

1. 現年度
特徴継続
別事業所
課税権無

／
普徴
処理済
資料無

2. 新年度
別事業所
処理済
コピー済

3. 両年度

〒012-3456
〇〇県××市△△123-4
カマシキガイシャ マルバツショウジ
株式会社 ○×商事
11111111111111111111
←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

12345678
123
人事課人事労務係
特徴 花子
000-000-0000
内線（ 1234 ）

給与所得者

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
受給者番号
1月1日現在の住所
異動後の住所

タカサキ タロウ
高崎 太郎
昭和55 年 1 月 1 日
1234
〇〇県××市△△3-2-1

(ア) 特別徴収税額
(年税額)
140,000 円

(イ) 徴収済額
35,600 円

(ウ) 未徴収税額
(ア) - (イ)
104,400 円

異 動 日
×× 年 8 月 31 日

異 動 の 事 由
1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 死
5. 支払少額
6. 合併
7. その他
事由・理由

異動後の未徴収
税額の徴収方法
2
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
(ア) 特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）
(イ) 徴収済額 35,600円（6月から8月分）
(ウ) 未徴収税額 104,400円（9月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）
新しい勤務先では、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収
受給者 一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります
納入書（新規の場合） 記入 要

2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日 9 月 20 日
徴収予定額（上記（ウ）と同額） 104,400 円
左記の一括徴収した税額は、 9 月分（10月10日納入期限分）で 納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため
※市町村記入欄

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。

記載例C 普通徴収（退職等の異動で未徴収税額を個人で納付）の場合

給 与 支 払 報 告 収 入 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

注意

4 3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収された場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 新勤務先では中段の「特別徴収税額継続実施」を記載し、一月一日現在の住所（「課税地」の市町村長に送付してください）。
 一月一日から四月三十日までとの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、この欄で義務づけられています。
 出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め
 「市民税・県民税納税管理人申告（承認申請）書」を提出するよう対象者に指導してください。
 転勤助の事業所が税額通知書（納税証明用）の受け取りを電子データで希望している場合、受給者番号の記載が必要となります。
 受給者番号が空欄であったり、使用不可の文字（「／」等）を使用していた場合は、こちらで登録・修正させていただきます。

給 特 与 別 支 徴 払 報 告 収						に係る給与所得者異動届出書								※市町村 処理欄		1. 現年度 特徴継続／普徴 別事業所／処理済 課税権無／資料無		2. 新年度 別事業所 処理済		3. 両年度 コピー済									
××年○○月△△日提出 (宛先)高崎市長				() 給与支払者 特別徴収義務者		所在地		〒012-3456 〇〇県××市△△123-4								特別徴収義務者 指 定 番 号		12345678											
						フリガナ		カフシキガイシャ マルバツショウジ								宛 名 番 号		123											
						氏名又は名称		株式会社 ○×商事								担連 当絡 者先	所 属		人事課人事労務係										
						個人番号 又は法人番号		1		1		1		1			1		1		1		1		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏 名		特徴 花子
																								電 話		000-000-0000 内線(1234)			
給 与 所 得 者	フリガナ		タカサキ タロウ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名		高崎 太郎																										
	生年月日		昭和55 年 1 月 1 日																										
	個人番号		1		1		1		1		1		1		1		1												
	受給者番号		1234						140.000 円		6 月分から		9 月分から		××		1		1. 退職・長期欠付 2. 転職・死亡 3. 休職・不 4. 死傷 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕				3		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1						8 月分まで			5 月分まで		8 月		31 日														
異動後の住所								35.600 円			104.400 円																		

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 <u>104,400円</u> (9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額	先では、月割額 円を
	所 在 地	〒		翌月10日納入期限分) から
	フリガナ			します。
	氏名又は名称			

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ☐ 月分 (月 日納入期限分) で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	市町村記入欄

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。